

○厚生労働省告示第七号  
 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を次のように指定する。

令和六年一月十六日

厚生労働大臣 武見 敬三

対象となる特定権利利益	対象者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定に基づく保険機関又は保険薬局に係るものが適用される区域（以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関市町村の災害救護機関又は保険薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に保険機関又は保険薬局を有する者
職業基安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定	対象者

職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可

児童福祉法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十九条の三第三項の規定に基づく登録検査機関の登録

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第三十一条の規定に基づく登録(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十九条の三第三項の規定

予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十五条第一項の規定に基づく同法第十六条第二項第一号の医療費及び医療手当、同項第五号の葬祭料の給付

旅館業法(昭和二十三年法律第三十一条の四第一項の規定に基づく旅館業の許可を受受けた地位の承継の申請(特定被災区域の規定において経営される旅館業に係るものに限る))

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二十一条の二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付)

生活保護法(昭和二十五年法律第四十一条の二項の規定に基づく指定医療機関の指定(特定被災区域内に在る指定医療機関に係るものに限る))

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第四十九条の規定に基づく指定医療機関の指定(特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に売業のものに限る)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第三百三号)第四十条第一項の規定に基づく精神障害者小売業者の免許(特定被災区域内に在る向精神薬剤小売業者の免許)

毒物及び劇物取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十条第一項の規定に基づく精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十条第一項の規定に基づく精神薬輸入業者(精神薬輸出業者)の免許(特定被災区域内に在る向精神薬剤小売業者の免許)

毒物及び劇物取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十条第一項の規定に基づく精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十条第一項の規定に基づく精神薬輸入業者(精神薬輸出業者)の免許(特定被災区域内に在る向精神薬剤小売業者の免許)

毒物及び劇物取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十条第一項の規定に基づく精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十条第一項の規定に基づく精神薬輸入業者(精神薬輸出業者)の免許(特定被災区域内に在る向精神薬剤小売業者の免許)

麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十条第一項の規定に基づく精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十条第一項の規定に基づく精神薬輸入業者(精神薬輸出業者)の免許(特定被災区域内に在る向精神薬剤小売業者の免許)

麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十条第一項の規定に基づく精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十条第一項の規定に基づく精神薬輸入業者(精神薬輸出業者)の免許(特定被災区域内に在る向精神薬剤小売業者の免許)

あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第十二条第一項又は第二項の規定に基づくけしの栽培の許可

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第五十条第一項の規定に基づく障害者雇用調整金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律第五十一条第一項の規定に基づく特例給付金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく報奨金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく報奨金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給

特定被災区域内に主たる事務所を有する者

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録(特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。)	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五条第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)	介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定介護予防事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付
介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)	介護保険法第六十九条第一項の規定に基づく介護医療院の開設の許可(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)	特定被災区域内に居住地を有する者又は特定被災地を包括する都道府県の知事から介護支援専門員の登録を受けている者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第二百七条第一項の規定に基づく介護医療院の開設の許可(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)	介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	特定被災区域内に居住地を有する者又は特定被災地を包括する都道府県の知事から介護支援専門員の登録を受けている者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者
特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。	特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。	特定被災区域内に居住地を有する者又は特定被災地を包括する都道府県の知事から介護支援専門員の登録を受けている者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)第十三条第一項の規定に基づく自立支度金の申請	麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和二十八年厚生省令第十四号)第九条の二第一項の規定に基づく麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可	特定被災区域内に麻薬業務所を有する者
--	--	--------------------